

SKET NEWS

季刊

スケッチニュース

VOL.56

2023年【秋号】

contents

1 インボイス制度 適格請求書

2 マイページご利用のご案内

3 特定技能2号の業種拡大

4 ドライバー分野の外国人の活用

5 有識者会議の動向について

6 税関検査場電子申告ゲート

7 第66期通常総代会開催報告



組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

インボイス制度 適格請求書の対応について

令和5年（2023年）10月1日からインボイス制度が始まりました。この「インボイス」とは、事業者間でやり取りされる消費税額等が記載された請求書や領収書のことです。事業者が消費税の納税額を計算する際に必要となるものです。

インボイスを交付するには、税務署長より登録を受けた「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）に限られ、消費税を納める義務のある事業者（＝課税事業者）が登録を受けることができます。また、売手は、買手（課税事業者に限ります。）の求めに応じてインボイスを交付し、その写しを保存しておく必要があります。一方、買手は交付されたインボイスを保存することで、仕入税額控除を受けることができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

東西商工協同組合は「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）として登録済です。

税負担・事務負担を軽減するための支援措置があります。

●小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減

事務負担軽減？ 補助金も？

インボイス制度※、支援措置があるって本当!?

税負担軽減？

※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です

本当です！そのための税制改正が行われました！
令和4年度補正予算で各種補助金も拡充されています！

免税事業者から課税事業者になる方へ	既に課税事業者の方も
納税額が売上税額の2割に軽減?	会計ソフトに補助金?
インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?	少額取引はインボイス不要って?
登録申請、4月以降でも大丈夫?	少額な値引き・返品は対応不要?

措置（2割特例）

免税事業者等からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間講じられています。

●一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟な対応が可能となるよう、インボイス制度の開始から6年間、税込1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイスの保存がなくても帳簿のみで仕入税額控除を可能とする事務負担の軽減措置が講じられています。

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口では導入に関するご不安やお困りごとを解決するため、免税事業者の皆様からの相談内容に合わせて、各種相談先や税理士のオンライン相談もご活用ください。（参照：政府広報オンライン）

マイページ登録・ご利用のご案内 (ETCカード事業)

弊組合では、組合員皆様のますます複合化する日常業務を少しでも簡素化し、業務時間の短縮に貢献し、ひいてはさらなるコスト低減策を推進いただくため、【東西商工のマイページ】のご利用をご案内しております。是非このサービスをご活用いただき、組合員皆様の事業活動の向上にお役立てください。

東西商工 マイページってなあに？

WEB請求書 (PDF) ・ 走行明細 カード別利用額集計データ (CSV) の取得ができ、マイページからダウンロードすることができます。

・ 誤送、遅送や社内での紛失等のリスクを回避し、郵送を待つ必要がなく、月次処理が早くできます。

マイページを開始した2021年1以降に発行した請求情報をいつでも確認、ダウンロードいただけます。また弊組合と情報共有もでき、対応が必要な場合にも役に立ちます。

TSK 東西商工協同組合

ハイクオリティなサービスの提供で、皆様のビジネスをサポートいたします。



東西商工

検索

東西商工協同組合

お電話でのお問い合わせ

03-5442-2277

平日9:00から17:30まで

FAXでのお問い合わせ

03-5442-2477

Q1 どのように申し込むのですか？

1.はじめに東西商工協同組合カード事業部へご連絡をお願い致します。弊組合担当より、東西商工マイページ申込書を送らせていただきます。

必要事項をご記入の上、東西商工マイページ利用申込書をご提出ください。1組合員1管理者様を設定していただきます。

※登録後は管理者で各部門責任者を割り当てることができ、各部門ごとに請求・走行管理が可能です。

2. 拠点別に請求書を発行されている場合には、管理者様から拠点別にユーザー登録を行って頂くことで各ご担当者様も閲覧が可能になります。

3. お申込みいただいた管理者様のメールアドレスへ、ユーザーID・仮パスワードをご案内いたしますので、マイページの初回登録を行ってください。

※ 申込用紙は、弊組合から送付致します。操作マニュアルに沿ってお手続きください。

Q2請求書は、これまで通り郵送されますか？

請求書の送付についてもご希望を伺っております。別途ご相談ください。

事務処理の軽減、業務時間の短縮に向けて、東西商工協同組合マイページからのWEB請求書の利用をぜひご検討ください！

特定技能2号の業種拡大について

技能実習制度も開始から30年が経過し、労働環境の変化や技能実習生の意識の変化、受け入れ環境の変化、欧米からの非難や各種業界団体からの要望を受けて、技能実習制度の対象ではない職種や技能実習満了後の人材の受け入れ確保、また技能実習に代わる制度として開始された制度が特定技能制度となります。



2019年に再度改正入管法が施行され、特定技能という新しい制度が開始されました。こちらの特定技能制度では、技能実習で受け入れることが出来なかった職種や、技能実習3号満了後の人材を継続して日本で雇用することが出来るという全く新しい制度となりました。立場も実習生ではなく、労働者であるという形になり労働力の需給の調整としても活用できるようになりました。特定技能になることによって転職の自由が認められ、受け入れ企業にも特定技能者を引き留めるだけの企業努力が必要になってきております。純粋に日本人労働者が不足している状況で、外国人労働者に頼らざるを得ないというのが今の日本の姿です。

ただ、特定技能制度にも制限が設けられており、特定技能1号、特定技能2号で在留資格に付随する要件が変わっています。特定技能1号では原則として家族の帯同は認められていないのに対して、特定技能2号では妻子の帯同は認められています。さらに特定技能2号は永住権申請の要件にも該当しますが、特定技能1号は該当しません。しかしながら、2023年現在で特定技能2号へ移行できる産業分野は建設分野、船舶分野の2分野しかあ

りませんでした。しかし、令和5年6月9日、閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）の変更が行われました。このような時代背景の変化を受けて、技能実習生、特定技能者に対する日本国内の受入事業の適正化が図られてきており、法整備が行われて来ている経緯があります。

熟練した技能を要する特定技能2号については、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象となっていました。ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野と、造船・船用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てを新たに特定技能2号の対象とすることとしました。

これにより、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受け入れが可能となります。

（注）介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていません。特定技能2号の外国人には、熟練した技能が求められます。監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいいます。

日本で働くことを希望して来日して、希望を持って働いている外国人技能実習生、特定技能者が適正に受け入れられているのかを監理監督指導する為に、監理団体、登録支援機関、外国人技能実習機構、出入国在留管理庁などが日本国全体として事業の適正化に努め、今後も外国人材を長期的に受け入れていくには何が大切であるのかということを考えていくことが、これからの日本が国際競争力を維持していくには何が重要かということにも繋がってくるのではないかと考えに及ぶ次第です。

（参照：出入国在留管理庁HP）

「特定技能」にトラックなどの運転手の追加を国交省が検討

国土交通省は、人手不足が顕著なトラック、バス、タクシーのドライバーについて外国人労働者を活用する検討に入りました。労働力が不足する産業で、即戦力となる外国人労働者の受け入れを認める在留資格「特定技能」の対象に、「自動車運送業」を今年度中にも追加する方向で出入国在留管理庁と協議しています。

トラックなどのドライバーについては、2024年4月から残業時間の上限が年間960時間に規制されることから、この影響で人手不足がさらに深刻化し、需要に合わせて人やモノを運べなくなる「2024年問題」が懸念されています。



全日本トラック協会、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会の3団体は、それぞれ今春に策定した23年度事業計画で、特定技能の対象に普通自動車第2種免許※の取得が必要となるドライバーを追加するよう求める方針を明記しており、これを受けて国交省は、不足している人手の規模や今後5年間の外国人受け入れ見込み数の把握、荷物の積み下ろしや客との意思疎通など業種に合わせた運転手としての技能試験の整備を進めています。

※第2種免許とは

第2種免許とは、乗客を運ぶことを目的として、旅客自動車（事業用車両）を運転する時に必要な免許。免許取得には、第1種免許での運転経験歴が通算で3年以上必要で、旅客自動車にはバス（大型）やタクシー、

ハイヤーなどが含まれています。また、「旅客運送」についての知識を習得する必要があり、安全と交通については、より高い意識と技術が求められます。

【現在の課題点】 言語に関する第2種免許の壁

既に現行制度内でも、永住権や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」を持つ外国人をドライバーとして雇用している企業もあります。運転免許を取得して、日常会話ができれば即戦力になりますが、第1種免許に関しては、対象となる外国人の言語が多様化していることから、手続きの書類、学科試験等では英語以外の対応も必要になってきています。

第2種免許の取得のための試験となると、対応言語は日本語のみであり、学科試験では特に「漢字」表記された日本語を読み取ることに時間を奪われてしまい、なかなか合格できない現状があります。また、第1種免許での運転経験歴が通算で3年以上必要なこと、日本人ドライバーでも習熟が必要とされる貨物運送とは違った日本人独特の乗客への配慮とその安全運転技術の取得についてどのように研修を進めるか？等の問題があります。

もともと若手が不足し、高齢層が主力となっているドライバー業界では、コロナの影響でその数が急減しただけでなく、今も減少が止まらない中、外国人ドライバーの採用にあたっては安全運転対策の徹底、試験時の支援等、外国人ドライバーを対象とした「新たな仕組み」が求められています。

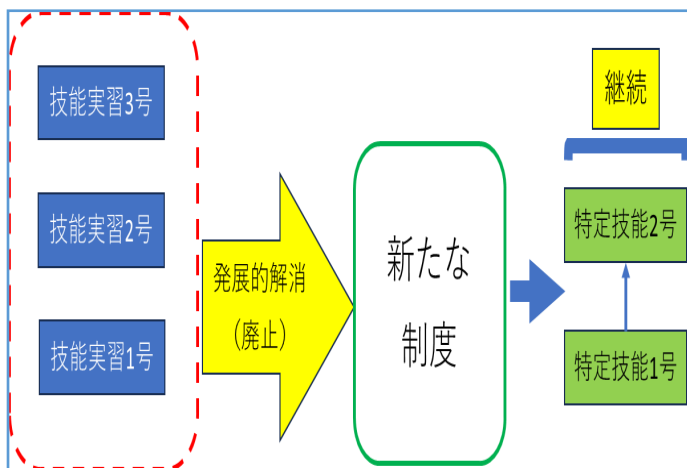


有識者会議の動向について

出入国在留管理庁所管の技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議は、2022年12月14日より、2023年10月4日まで、11回にわたり開催されています。その動向をまとめてみます。

これまでの議論の概略を記しますと、

- ・技能実習1号・2号・3号は発展的に解消（廃止）し、「人材育成」を目的とする技能実習と「人材確保」を目的とする特定技能の双方の目的を併せ持った『新たな制度』を創設する。
 - ・特定技能1号・2号は、大筋継続する。
 - ・管理の方法は技能実習方式（OTIT+監理団体）
 - ・仕事の内容は、特定技能に収れんさせる。
- となっています。



昨年末の有識者会議開始時には、「技能実習制度廃止！」という文字が、マスコミ各社で踊り、既に技能実習生を受け入れている組合員企業の皆様は不安に駆られたかと存じますが、会議が回数を重ねるにつれ柔軟になり、直近では「発展的解消」という表現になってきています。更に今後の論点としては、人権侵害の要因の一つとされる転籍の制限は緩和するが、「人材育成」の観点からは、一定期間同じ企業で就労して技術を身に付ける必要があり、転籍の期間や回数にどのように制限をつけるか。

失踪の一因ともされる、実習生本人の来日前の手数料

負担を軽減させるにはどうしたら良いか？また、そのコストは誰が負担するのか？

新たな制度においては、監理団体の要件や受入企業の要件は、より厳格なものとなる見込みだが、優良な監理団体や企業には何らかのインセンティブを付ける。日本語教育について、来日前の日本語能力をどう担保するのか？来日後の日本語教育について、誰が主体となり、誰がコスト負担をするのか？

などなど、第11回の会議では、258もの委員意見が羅列されています。

開始当時は、『2023年秋には最終答申を出す』、としていた本有識者会議ですが、1か月後に迫った期限までに果たして意見が纏まるのか注目したいところです。

今後については

- ・2023年4月末まで：4月中に2度有識者会議が開催され中間報告書を確定
- ・2023年6月中旬：中間報告書の内容にしたがい、骨太の方針に内容が記載される
- ・2023年12月末まで：最終報告書が公表
- ・2024年6月：改正法が国会にかけられる
- ・2025年4月：改正法が施行

というスケジュールが予想され、実際に新しい制度の運用が始まるのは2025年以降になる見込みです。



税関検査場電子申告ゲートと入出国手続顔認証ゲート

税関検査場電子申告ゲートは、増加し続ける入国旅客の円滑な入国と待ち時間の短縮、税関検査場の混雑の緩和を図るために導入するものです。

7つの国際空港で税関検査場にて電子申告ゲートを利用できます

羽田空港、福岡空港、那覇空港では、ターンテーブルに手荷物が出てくるまでの待ち時間を利用して、電子申告端末により、電子的に税関申告を行うことができます。手荷物を受取った後は、電子申告ゲートへ進むと立ち止まることなく、スムーズにゲートを通過することができます。

※税関職員による検査を受ける場合があります。

【現在利用できる空港】

成田国際空港 羽田空港 関西国際空港 中部国際空港
福岡空港 新千歳空港 那覇空港



1. Visit Japan Web

以下の二次元コードから「Visit Japan Web」にログインし、案内に従って入力すると、「携帯品・別送品申告書」情報が含まれた税関用の二次元コード（水色）を表示することができます。



<https://www.vjw.digital.go.jp>

2. 電子申告端末

電子申告端末は、電子申告ゲートが配備されている空港の税関検査場に設置されています。税関用の二次元コードとIC旅券（パスポート）を読み取らせ、案内にしたがって手続きを進めることにより、電子的に税関申告を行うことができます。

3. 電子申告ゲート

電子申告端末での手続きを完了させ、電子申告ゲートに進むと、歩きながら、再度、顔写真を撮影し顔認証が行われるため、スムーズに通過することができます。※税関職員による検査を受ける場合があります。

詳しくは税関HPをご覧ください。（出典：税関HP）

第66期通常総代会開催報告



新型コロナウイルスが5類へと移行し、コロナ禍前の日常が戻りつつありましたので、当日は快晴の青空の下、東西商工協同組合 第66期通常総代会が仏教伝道センタービルにて6/27（火）に開催をし、予定されていた全ての議案が滞りなく決議されました。組合員の皆様には開催にあたり、ご協力いただきこと感謝申し上げます。各事業ともに、新規ニーズや制度改正に迅速に対応できるよう、体制を整えて参ります。

電動キックボードに関する交通ルール

令和5年（2023年）7月1日から、電動キックボードなどに関する改正道路交通法が施行されました。これまで電動キックボードは、いわゆる原付バイク又は自動車と同じ扱いで、運転免許が必要でした。それが道路交通法の改正により、一定の基準を満たす電動キックボードは、「特定小型原動機付自転車」と定義され、16歳以上であれば、運転免許がなくても運転ができるようになりました。

乗る前に交通ルールを確認して、安全に運転しましょう。

ナンバープレートの取付け、自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険）などの加入が義務付けられています。また、運転者には、ヘルメット着用の努力義務が課せられています。



●16歳未満の運転の禁止

特定小型原動機付自転車を運転するのに運転免許は必要ありませんが、16歳未満の人が特定小型原動機付自転車を運転することは禁止されています。また、16歳未満の人に対して、特定小型原動機付自転車を貸したりすることも禁止されています。

●飲酒運転の禁止

当然ながら、お酒を飲んだときは絶対に運転してはいけません。飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。また、飲酒運転をするおそれがある人に特定小型原動

機付自転車を貸したり、お酒類を提供・飲酒を勧めたりすることも禁止されています。

●二人乗りの禁止

特定小型原動機付自転車は、二人乗りは禁止です。

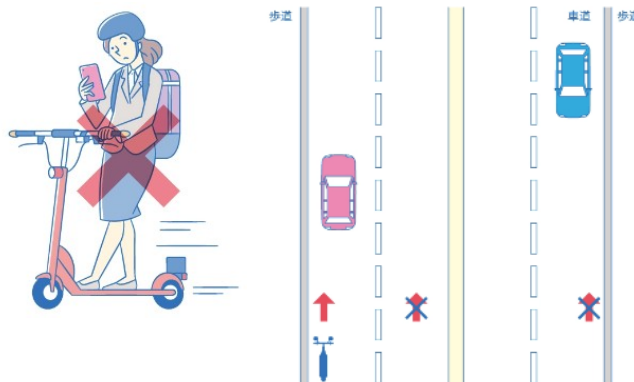
●そのほかの禁止事項

また、運転中にスマートフォンで通話したり、画面を見たりしながらの運転も禁止されています。

■特定小型原動機付自転車が通行する場所

車道と歩道又は路側帯の区別があるところでは、特定小型原動機付自転車は、車道を通行しなければなりません。原則として、左側の端に寄って通行し、右側は通行してはいけません。「自転車道」、「普通自転車専用通行帯」の標識などが設けられたレーンは通行できます。また交差点において右折をするときは、いわゆる「二段階右折」をしなければなりません。自動二輪のように小回り右折できません。

（参照：政府広報オンライン）



編集後記

「リスクリング」（学び直し）という言葉をよく目にするようになりました。この先、より良い人生のために、時代の変化に対応しながら、自身のスキルを磨いていくことが求められています。しかし、今までのキャリアが無駄になるわけではなく、新たな力を身に付けることで、それまでの経験が掛け算のように増していくのが人生の面白いところでもあります。

日々、常に学びながら、皆様にも掛け算のようになれるよう 組合員の皆様に紙面を通して様々な情報を提供できるよう努めてまいります。



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>